

# 駐車監視員活動ガイドライン

平成24年4月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

活動方

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	最重点路線	重点時間帯
	路線(区間)	
	市道櫛通り (若宮5丁目交差点～小坂本町交差点)	7時～20時
重点路線	最重点路線	重点時間帯
	路線(区間)	
	県道豊田環状線 (山手小学校南東交差点～御幸本町3丁目東交差点)	7時～20時

重点地域	最重点地域	重点時間帯
	地域(町名)	
重点地域	名鉄豊田市駅周辺地区 ・神明町1丁目～3丁目 ・月見町1丁目～3丁目 ・十塚町1丁目～5丁目 ・桜町1丁目～2丁目 ・竹生町1丁目～4丁目 ・神田町1丁目～2丁目 ・久保町1丁目～4丁目 ・若宮町1丁目～8丁目 ・拳母町1丁目～5丁目 ・西町1丁目～6丁目 ・日之出町1丁目～2丁目 ・元城町1丁目～4丁目 ・陣中町1丁目～2丁目 ・昭和町1丁目～4丁目 ・梅坪町8丁目、9丁目(一部)、10丁目 ・喜多町1丁目～6丁目 ・東梅坪町5丁目～6丁目、9丁目～10丁目 ・小坂本町1丁目、3丁目～4丁目、5丁目(一部)、8丁目(一部) ・平芝町1丁目～3丁目、4丁目(一部)、6丁目(一部)、7丁目(一部)、8丁目	7時～20時
	重点地域	重点時間帯
重点地域	地域(町名)	
	豊田警察署北地区 ・松ヶ枝町 ・広路町 ・瑞穂町	7時～20時
重点地域	三河豊田駅 ・山之手1丁目、2丁目～5丁目、6丁目(一部)、7丁目(一部)、8丁目～9丁目、10丁目(一部) ・御幸本町1丁目～7丁目 ・大林町1丁目(一部)、2丁目、3丁目(一部)、4丁目(一部)、5丁目～17丁目 ・緑ヶ丘4丁目(一部)、7丁目 ・寿町2丁目(一部)、3丁目(一部)	7時～20時
	梅坪駅周辺地区 ・梅坪町1丁目～7丁目 ・西山町4丁目 ・京町1丁目～7丁目 ・東梅坪町1丁目～4丁目、7～8丁目	7時～20時
重点地域	豊田市東部住宅地区 ・高上1丁目～2丁目 ・京ヶ峰1丁目 ・上野4丁目～6丁目 ・東山町1丁目 ・渋谷町1丁目～3丁目 ・宝来町 ・美里1丁目～6丁目	7時～20時
	自動二輪・原付重点地域	重点時間帯
	地域(町名)	
	・名鉄豊田市駅周辺地区 ・愛知環状鉄道新豊田駅周辺	7時～20時

愛知県豊田警察署

